

〔至元十六年〕四月大都路脫脫禾孫言。濟寧府等路差來使臣所賣起馬劄子。雖寫蒙古字却云漢語。又且字有差訛。乞下合屬路分改正書寫蒙古字語。通政院具呈。省部照擬得。濟寧路別無蒙古譯史。以此不能如法。擬合令翰林院先發譯史於各處就役。然後改正書寫。遍行各路。今後凡遇差人。起馬劄子書寫蒙古語言字樣。仍取問見役譯史是否。

と見えて居る。脫脫禾孫は驛傳に依る使臣の非違を監檢する爲に都會關要の地に置かれてあつた官で、これが濟寧路より差したる使臣の有する劄子を檢した結果、文字は假令訛りがあつたにしても蒙古字を用ゐて居るが、其の語は漢語であつたので違法とし、各路に改正書寫せる蒙古字蒙古語の起馬劄子を下すことにしたいと乞ふたので、當時驛站の事を總べて居つた官衙通政院からこれを中書省に具呈した結果、先づ譯史を各所に置き、蒙古語蒙古字で正しく劄子を書くことに處置した譯である。かくこの時脫脫禾孫が蒙古字漢語を用ゐることを違法としたことから考へれば蒙古字蒙古語でこれを書くことに定められたのはこの至元十六年より以前であつたと見なければならぬが、自分の知る所では判然何年とは定め難い。

さて福建行省の請によつて、特にその行省に對しては漢語の詔を出すことに定められた後にも、河南行省に對しては依然蒙古語の詔を行つたものである。これは其の地方が江北淮南の諸路を除いては、福建の如き南人の地と比して、蒙古人の治下に在ること久しく、蒙古語を行ふ上に於ける不便が比較的少かつたに因るのであらう。それにして、蒙古の國語を以て統治に臨まうとする方針を窺知することも勿論不便は多かつたに違ないが、その不便を押し切つて、蒙古の國語を以て統治に臨まうとする方針を窺知することが出来よう。